

平成23年度 第1回 仙台市廃棄物対策審議会 議事録

平成23年6月2日(木)

14:30～16:30

仙台市議会2階 第五委員会室

I 次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 事務局紹介及び報告
○報告事項
「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」の改正について
4. 議事等
 - (1) 仙台市における震災廃棄物の処理について
5. その他
 - (1) 仙台市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について
 - (2) その他
6. 閉会

II 出席委員数 出席 17名
欠席 3名(林委員, 福田委員, 山本委員)

III 議事

議長(海野会長)	<p>議事に先立ち、震災で亡くなられた方々、被災した方々に対して黙祷を捧げたい。</p> <p>(一同黙祷)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>発言の際は、議事録作成のためにマイクの使用をお願いします。</p> <p>運営要領により議事録の署名委員を選出する必要がある。矢吹委員にお願いしたいがどうか。</p> <p>(矢吹委員から了承の返答あり。他委員から異議なしの声あり。)</p> <p>後日、署名をお願いします。本審議会は公開を原則としている。本日の議題について、非公開とする理由はないと思うので、原則どおり公開したいと思うが異議ないか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、公開ということにする。</p> <p>本日は、仙台市の震災廃棄物の処理について、資料1及び別添資料に基づき審議を進めたい。では、次第に従い、事務局よりご説明をお願いします。</p>
----------	--

事務局(震災廃棄物対策室主幹)	資料1及び別添資料について説明。
議長(海野会長)	審議の順序として、まず「資料1 本市における震災廃棄物等の処理について (1) 地震・津波による震災廃棄物等の除去」について、皆さんのご意見をいただきたい。
千葉委員	③の被災家屋等の解体・除去について、作業の進め方としては、国が解体業者に業務を委託し、仙台市が国の申し入れを受けるということになり、実際に作業を行う業者の指導・監督について仙台市はコントロールできないということなのか。
事務局(震災廃棄物対策室主幹)	<p>仙台市が家屋等の解体を業者に委託し、その費用を国が補助するということであり、事業主体はあくまで仙台市である。</p> <p>解体の手法としては、建設リサイクル法に基づく分別解体を基本としており、解体作業の流れとしては、まず電気・ガス・水道といったライフラインを所有者の方々に止めていただき、その後、どの家屋を壊すのかなどについての現場確認を所有者立会で行い、その後に解体する。</p>
議長(海野会長)	今の発言に関連して質問・意見等はあるか。
佐々木委員	<p>我々警察としては、がれきの除去と同時に、行方不明者の捜索活動に一番の重点をおいている。現在も5,000人強の行方不明者がおられるということで、一人でも多くの方をご家族のもとにお返ししたいと頑張っている。</p> <p>行方不明者の捜索に当たっては、一部地盤沈下等により水が引かない場所があり、そうした場所のがれきの除去を一日も早く進めていきたい。各関係団体には迅速な対応をお願いしたい。</p> <p>また、がれき除去に当たっては、重機等で除去する際にご遺体が隠れている可能性を念頭においた作業をお願いしたい。</p> <p>それから、被災自動車について、最近リサイクル業者が所有者に無断で搬送しているという事例が発生しているようであり、被災自動車の搬入場への迅速な搬送をお願いしたい。</p>
事務局(環境局長)	<p>がれき除去作業を始めるに当たっては、仙台東警察署・仙台南警察署の署長と事前に打ち合わせ等を行っており、慎重に作業を進めている。南長沼周辺に荒浜の行方不明者が集中しているという情報を踏まえ、同地区に集中的にがれき除去担当部隊を配置し人命捜索活動を支援するなど、対応を行ってきたところである。</p> <p>今後は農地内のがれき除去なども進めていくことになるが、警察からの要望には最大限配慮してやっていきたい。</p>
事務局(震災廃棄物対策室主幹)	自動車の処理については、国の呼びかけに応じた業者がボランティアで搬入場への搬入から処理までを行うこととしており、当該業者と協力しながら速やかな除去に努めているところである。
吉岡委員	佐々木委員に確認したいが、遺体・行方不明者捜索というのは、どこが主体となっていく活動なのか。
佐々木委員	警察と考えていただいてよいと思う。

吉岡委員	<p>それであれば、行方不明者の搜索活動等は警察が中心となって行うとして、市に対しては、がれき等の撤去と搜索活動等との連携について協力を依頼する、というスタンスを明確にしておかないと、お願いばかりでは市にも負担がかかるのではないかと。</p>
佐々木委員	<p>なかなか足並みが揃わない部分もあるということで、そのような意見を言わせていただいた。</p>
事務局(環境局長)	<p>搜索活動等については、当初は自衛隊が主体となって行ってきたが、自衛隊や消防が搜索活動等から撤退しつつある中で、現在は警察が主体となって活動を続けているという状況である。</p> <p>我々も、がれきの中に遺体が残されている可能性は認識しており、注意深く除去作業を行いつつ、重点的に対応すべきところは警察と密接に連携し対応するなど、メリハリをつけて行っている。</p>
松坂委員	<p>被災自動車について、一言お話ししたい。</p> <p>今回の震災により、宮城県内では14万6千台の自動車が被災したと考えており、これは年間の廃車台数のおよそ1.5倍である。保管場所の近くを通った方からすると処理が進んでいないと思われるかもしれない。</p> <p>しかし、フロンの回収、エアバッグの処理、残燃料やタイヤの処理、その他の部分のシュレッダー処理、マニフェスト(管理票)の発行等、自動車リサイクル法に基づき一台ずつ処理していくのは非常に時間がかかる。</p> <p>解体業者は一生懸命作業を進めているということをご理解いただきたい。</p>
議長(海野会長)	<p>では次に「(2)環境への配慮・安全作業の確保」について。</p>
庄司委員	<p>アスベストの処理について、基本的には廃棄物処理法等関連法令に則り処理することと思うが、例えば県北部の被災地区では、埃が大気中に舞い上がって対応に苦慮しているという情報も伺っている。アスベストが大気中に舞い上がると人体への影響も懸念される。どのような処理を行っていくのか。</p>
事務局(震災廃棄物対策室主幹)	<p>解体時は飛散防止対策を講じる。また処分にあたっては基本的には二重梱包のうえ埋め立てることとしており焼却処理は行わない。搬入場に持ち込まれたものは梱包して、他のがれきと別に保管を行っている。</p> <p>今後は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを市内24ヶ所で定期的に行う予定としており、その他がれき除去現場、被災家屋等解体現場についても測定・監視を行っていく。3月～4月中旬に市内計10箇所で行った測定では特に問題はなかった。今後も状況を見極めながら適切に対応したい。</p>
千葉委員	<p>家屋等の解体に当たり、当該家屋のアスベスト含有の有無については、専門家が見れば分かるという話もあるようだが、解体にあたり何か特別な措置はする予定はあるのか。</p>
事務局(震災廃棄物対策室主幹)	<p>今回解体を委託する業者はまさにその専門というべき業者であり、どういった建材にアスベストが含まれるかを承知している方々である。また来週には、解体関係者を対象とした講習会を開くなど、周知徹底を図っていくこととしている。</p> <p>また国からは適宜散水しながら解体するなど指針も出ており、作業現場では手順等対策を徹底したい。</p>

議長(海野会長)	次の「(3)生活衛生の確保と市民生活の早期復旧」について。
樋口委員	<p>震災ごみ仮置き場について、当時ガソリンスタンドの給油待ち車両で混雑していた地区と同じ地区に設置したために大変であったことを記憶している。</p> <p>野球場などの敷地を利用して設置したが、道路状況や付近の住民への配慮など、どのような手順で設置場所を選定したのか。</p> <p>設置したことは大変良かったと思うが、今もがれき等が積み上がったままになっているところがあり、近隣の住民からは匂いや飛散等で困っているという意見も出ている。</p> <p>また、仮置き場近隣のスポーツ施設の利用者が施設利用をキャンセルするなどの話もあり、がれき等の撤去を早急に行ってもらいたい。何時頃までに撤去できるのか。</p>
事務局(環境局長)	<p>仮置き場を設置する敷地については、震災廃棄物等対策実施要領の中に設置場所の一覧があり、その中から選定した。</p> <p>ただ、今回、火事が発生したこともあり、選定場所が正しかったかどうかについては反省している。理由としては、仮置き場へ搬入されたものが、震災廃棄物ではなく、不要になったものが持ち込まれており、本来は持ち込めない薬品やガソリンなどが持ち込まれてしまっている。今回の火事についても、そのようなものが持ち込まれたことが原因ではないかと想定している。</p> <p>市民の身近なところに設置するという考え方で仮置き場を設置したが、そのような危険性を十分に検討した上で設置すべきであったと思う。</p>
事務局(廃棄物指導課長)	<p>震災ごみ仮置き場については、延べ8箇所に設置したが、そのうち3箇所については撤去が完了している。残りについても、6月中には撤去を終えることが出来るのではないかと考えている。</p> <p>樋口委員のおっしゃるとおり、近隣住民の方々には非常にご迷惑をおかけしたと反省している。我々も、粉じん対策については、場内への散水、搬入車両のタイヤ高圧洗浄など期間後半にはかなり高いレベルの対策を実施してきたところである。火事についても本当はあってはいけないことだが、多量の震災ごみを保管する難しさを痛感するとともに、この経験は搬入場の管理に十分に生かしていきたい。</p>
岡本委員	<p>高齢者世帯等の震災ごみの戸別収集について、自分で震災ごみを運べない方の中には、1ヶ月、2ヶ月と片づけが出来ない状態で暮らしていた方もいらっしゃることを考えると、いずれ市が回収を実施するという情報をもう少し早めに市民へ提供出来ればよかった。</p> <p>また、回収に関して、玄関までも運び出すことができないという方もおられるが、今現在はどのような方法で周知を行っているのか。また、本来は対象にならない人が制度に便乗することもあるのではないかとと思うが、対象となる方はどのような方なのか、きちんと伝えていただきたいと思う。</p>
事務局(環境局長)	<p>当初、震災ごみは仮置き場へ搬入いただくことを中心に対応していた。</p> <p>ガソリンがなく持ち込むことができないといった場合については、緊急に対応しなければいけないとは考えていなかったが、高齢者世帯等であって持ち込むことが出来ない場合もあるだろうということについては認識していた。</p> <p>ただ、もう少し早く周知していただければ良かったとのことだが、ある程度は近所の方々に助け合ってやっていただきたいと考えていたことは事実である。</p> <p>当初どのような周知をしていたかということだが、浸水ごみ等の戸別収集を行うにあたり、宮城野区・若林区の津波浸水地域を先行して行っており、内陸部の方々には</p>

<p>事務局(参事兼廃棄物管理課長)</p>	<p>少しお待ちいただきたい、という内容を伝えていた。</p> <p>少し待っていただければ回収しますということで、必ず回収してくださいという声も相当数いただいたが、当時の状況から考えて内陸部のごみと浸水ごみ等を同時に回収することは体制的に不可能であった。限定的な周知方法と思われるかもしれないが、そのような対応をしていた。</p> <p>周知の方法については、民生児童委員の皆様にお困りの方がいる場合は教えていただきたいとお願いしており、またクリーン仙台推進員や町内会の皆様にも同様にお願いをしてきたところであり、マスコミを用いた周知は行ってこなかった。</p> <p>家の中から出すのが難しいという方がおられた場合、まずは環境事業所から連絡し、基本的にはボランティアセンターに手伝っていただいて、出すことが出来ないかという相談をする。手筈が整わない場合には、他都市の応援職員の力も借りて、家の中から出すことを手伝っている。</p>
<p>議長(海野会長)</p>	<p>市がどこまで介入するかというのは重要な問題。安易に市にお願いするのではなく、ちょっと手伝ってほしいと言える人間関係を作ることによって解決する問題も多い。</p> <p>人間関係の構築という視点を踏まえてごみ問題を考えていく必要があるのだろうと思う。</p>
<p>樋口委員</p>	<p>有料指定袋の入手が困難になったことで、透明・半透明の袋であれば指定袋でなくともごみを出してよいという対応を一時期行ったが、これは何が原因だったのか。</p> <p>これまで有料指定袋での排出が定着しかかってきたが、マナーが悪くなると困るので、対策をお願いしたい。</p>
<p>事務局(参事兼廃棄物管理課長)</p>	<p>今回の震災により、岩沼にある指定袋保管施設が被災し、指定袋の相当量が流出したことや、配送委託業者の車両が流出し配送体制に滞りが生じたことなどが原因であり、やむを得ず、指定袋以外の透明・半透明の袋での排出を可としたところである。</p> <p>4月に入り指定袋の在庫や配送体制が整ったため、約3週間の周知期間を経て、5月2日から有料指定袋での排出をお願いしたところである。</p>
<p>議長(海野会長)</p>	<p>それでは、「2 がれき等の発生量と搬入場の整備等について」から6ページの最後まで、ご意見等があればお願いします。</p>
<p>松坂委員</p>	<p>現在、宮城県内の鉄鋼メーカーが被災し、復旧は秋以降ということで、金属くずの売却先がない。また中国向けの輸出も止まっている。県外で近いところでは新潟・茨城・栃木などがあるが、放射線量が超過すると受け取りを拒否されるなど、対応に苦慮している。現在、搬入場に金属くずが保管されているが、処理のあり方を十分に検討していないと、処理が滞る懸念もある。今後は十分に相談して進めていきたい。</p>
<p>事務局(震災廃棄物対策室主幹)</p>	<p>金属くずや紙類について、中国向けの輸出が止まっていることは承知している。搬入場は約100ヘクタールの広さがあるが、搬入量には限界があり、少しずつでも引き受けていただけたところを探しているところである。</p> <p>どこか県内の遠いところに保管することは出来ないかなども考えているが、コストや管理上の問題もあり、対応には頭を悩ませている。</p>
<p>松八重委員</p>	<p>被災自動車について、自動車の状態はおそらく通常の状態ではない車両が多いと思われるが、鉛バッテリーなどから雨で有害物質が流出することも考えられる。どのような対策を取っているのか。</p>

事務局(震災廃棄物対策室主幹)	家電製品や車両を保管する場所については、土壌汚染対策として遮水溝やアスファルト舗装を実施し、貯水池を設けて浸出水を保管し、性状に合わせて処理することとしている。
庄司委員	がれき等の処理完了に約3年、がれき等発生量を約103万トンと見込んでいるが、木材が相当量発生すると思われる。これらの有効利用についてはどのように考えているか。
事務局(震災廃棄物対策室主幹)	通常の木くずであればすぐにリサイクルすることが出来るが、今回は津波の影響で塩分を含んでいることが問題になっている。 ただ、雨にさらされることで一定程度塩分濃度が下がるという報告もあり、期待をしつつ待機している状況である。
吉岡委員	現在想定している利用先としては、製紙原料、バイオマス燃料、建設用合板といった資材としての活用のほか、敷き藁が不足しているということで木材を敷き藁代わりに活用する方法など、現在、東北六県の中で様々な利活用先を検討しているところである。
吉岡委員	仙台市の取り組みは非常によく進んでいる。他の自治体の対応は仙台市と比較すると遅れているように見える部分もあるが、あまりに甚大な被害で震災廃棄物に係る対応をどこかに委託しなくてはいけないということになり、一方、国や県はこれまで経験したことのない業務を被災自治体に代わって行わなければいけないということで、単純に仙台市と比較するのは気の毒という気もする。
吉岡委員	先ほど放射能の影響で金属くずが売却できないという話もあったが、これを地域産業の振興に結び付けられないかと思っており、委員の皆さんとも検討していく必要があるのではないかと思っている。
吉岡委員	また町内会も含め、それぞれの地域での街づくりなど地域のコミュニケーションづくりにも今回の震災の経験を生かすことができるのではないかという気がしている。
吉岡委員	震災廃棄物については、場合によっては被災地域間で連携して広域処理ということも視野に入れてもいいのではないかと思う。
吉岡委員	バイオマス燃料の件に関連して、仙台市でも剪定枝の処理について以前議論していたので、そういったところに結びつけることが出来る仕組みを検討していくべきではないか。
議長(海野会長)	その他意見等はあるか。
鈴木昇委員	被災家屋等の解体・撤去について、基礎部分の解体は自己負担ということだが、解体業者が基礎から上の家屋部分を解体したついでに基礎も同時に解体を依頼された場合はどのように対応すればよいのか。
事務局(環境局長)	基礎を撤去しないということについては、行政が土地の境界に係る紛争に巻き込まれないようにするための、阪神・淡路大震災発生時の対応を参考としたものである。 基礎自体を解体・撤去することについて、解体業者には料金は別途であるが撤去するよう対応していただいてかまわないという連絡はしている。
鈴木昇委員	解体・撤去した基礎部分の処分は、解体業者が行うのか。
事務局(環境局長)	法律の解釈等も含め検討中である。

議長(海野会長)	その他意見等はあるか。
内田委員	津波により漂着した廃棄物について、他自治体のものが仙台市に漂着したり、その逆もあると思うが、がれきであっても不要物ではなくて、ものによっては所有者が分かる場合もあると思うが、他の自治体との連携についてはどのように行っているのか。
事務局(震災廃棄物対策室主幹)	所有者が分かる場合はそういった手続きも可能と思うが、基本的には漂着した市町村が処理するというのが原則である。 今後は処理の状況を見据えながら他都市との関係を検討していくことになると思うが、がれき等の撤去時等に発見した思い出の品については分別保管をしている。他市町村の住民が所有者の場合もあると思うが、現在は本市の住民に対して情報提供・引渡し等をしているところである。
事務局(環境局長)	がれき等の撤去にあたり発見した貴重品や思い出の品については、市町村ごとの処理といった基準はなく、発見した市町村に処理が任されている。 被災自動車については持ち主が明確に分かるので、他市町村の住民が所有者であっても連絡はさせていただく。 所有者が分かる場合はこちらから連絡し処理をお願いするということはあるが、所有者を探すということはない。
松八重委員	被災自動車の保管に係る浸出水の処理について、どのような処理を行うのか。 その場で処理を行うのか、それとも南蒲生の下水処理施設に流すのが本来の処理手法なのか。
事務局(震災廃棄物対策室主幹)	基本的には下水道の放流基準に合うかどうかをチェックする。合わない場合は、現在検討中であるが、業者に委託して処理していただくことを考えている。現在のところ基準に合わないような浸出水は確認されていない。
平賀副会長	まず、環境局職員の方々も被災者であったと思うが、その中で、今回の一連の対応は賞賛に値する。 震災廃棄物の処理については細かく分別して処理するというので、こういった対応についてはぜひ記録を残していただき、ここに行けばどのような処理をしているかが全部分かるような、そういう体制を作ってほしい。 私も荒浜地区に行ったが、自衛隊や警察なども含めて、行政の方々の対応には本当に感謝している。
事務局(環境局長)	今回の震災に係る諸対応については、一生懸命復旧・復興のために頑張ってきたが、本市の沿岸部に偶然、搬入場として利用が可能な土地が出来てしまったことや、本市域に様々な業務を担っていただける業者が多くいたことなど、様々な立場の方々の協力をいただきつつ、何とか進めてきたところである。 これから国や県の動きが活発になってくると、市単独での対応などはあつという間に凌駕されてしまいかねない。現在運用しているリサイクルルート等であつて事前に確保が必要なものについては、国や県の動きが活発化しても障害なく運用できるよう、先を見越した対応をしていきたい。 市民生活の復旧・復興のために、委員の皆様には今後もしろいろとご指摘いただければと思う。よろしくお願ひしたい。

議長(海野会長)	<p>それでは「4 議事等の(1)仙台市における震災廃棄物の処理について」はこれで終える。「5 その他の(1)仙台市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について」について、まず事務局から説明を願う。</p>
事務局(ごみ減量推進課長)	<p>資料「仙台市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」について説明。</p>
議長(海野会長)	<p>質問等はあるか。</p>
岡本委員	<p>震災廃棄物とその他のごみについての実績の管理は、今後は分けて行うのか。新しい基本計画のもとで、我々廃棄物対策審議会がなすべきことはあるのか。</p>
事務局(環境局長)	<p>震災廃棄物の処理については、震災発生後3年以内に処理を終えるとしており、基本的にはその他のごみとは別に実績等の管理を行うこととしている。</p> <p>新しい基本計画に掲げた目標等については、震災廃棄物の処理が終われば、震災発生前と同様の考え方が出来ると思うので、3年程度は震災廃棄物とその他のごみとを平行して実績等の管理を行うことになると思うが、震災廃棄物の処理が終われば、いずれは全体を一括して管理することが出来るのではないかと思う。</p>
議長(海野会長)	<p>時間も迫ってきたが、委員の方々は、まだまだいろいろご意見があると思う。是非貴重なご意見を事務局の方へお伝えいただきたい。</p> <p>では、ここで審議は終わらせていただく。</p> <p>本日は貴重なご意見をいただき有難うございました。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会)</p>